



金 沢 市 公 報

号外第13号

平成30年(2018年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○平成30年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課)	3
● 告 示		○都市計画の変更について (都市計画課)	4
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課)	1	● 公 告	
○包括外部監査契約の締結について (行政経営課)	2	○予防接種を行うことについて (健康政策課)	5
○平成30年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて (資産税課)	2	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	6
○計量器の定期検査の実施について (人権女性政策推進課)	2	● 公営企業公告	
		○平成30年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (建設課)	6

告 示

●金沢市告示第92号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

金沢市営堅町第2暫 定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から 午後12時まで	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
----------------------	------------	-----	-------------------	-----------------------------

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 契約の期間の始期
平成30年4月1日
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 契約を締結した者の氏名及び住所
塚崎 俊博
金沢市三口新町1丁目3番3号
- 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第94号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により平成30年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第95号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 定期検査を行う区域
泉小学校、泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域
- 対象となる特定計量器
質量計
- 定期検査を行う期間
平成30年5月1日から平成31年3月31日まで

- 4 定期検査を行う場所
特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第96号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成30年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 基礎賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の8.47
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円
 - (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年22,200円
 - 特定世帯 1世帯につき年11,100円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年16,650円
- 2 基礎賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年15,540円
 - 特定世帯 1世帯につき年7,770円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年11,655円
 - (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年12,000円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年11,100円
 - 特定世帯 1世帯につき年5,550円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年8,325円
 - (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年4,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年4,440円
 - 特定世帯 1世帯につき年2,220円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年3,330円
- 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.44
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,840円
 - (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年6,960円
 - 特定世帯 1世帯につき年3,480円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年5,220円
- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額

- ア 被保険者1人につき年6,888円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年4,872円
 - 特定世帯 1世帯につき年2,436円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年3,654円
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年4,920円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年3,480円
 - 特定世帯 1世帯につき年1,740円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年2,610円
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年1,968円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年1,392円
 - 特定世帯 1世帯につき年696円
 - 特定継続世帯 1世帯につき年1,044円
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.13
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,160円
 - (3) 世帯別平等割 1世帯につき年5,040円
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
 - (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年7,812円
 - イ 1世帯につき年3,528円
 - (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年5,580円
 - イ 1世帯につき年2,520円
 - (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年2,232円
 - イ 1世帯につき年1,008円

●金沢市告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
	金沢市福久1丁目及び福久2丁目の全部		福久町東部地区
	金沢市三池栄町の全部及び三池新町の一部		三池高柳地区
	金沢市桂町イ、木曳野1丁目、木曳野2丁目、木曳野3丁目及び木曳野4丁目の各一部		木曳野地区
	金沢市示野町チ、戸板3丁目、戸板4丁目及び戸板西2丁目の全部並びに桜田町1丁目、示野町ロ、ハ及びト、戸板1丁目、戸板2丁目、戸板5丁目、戸板西1丁目、薬師堂町イ及びロ並びに若宮町チの各一部		戸板第二地区

金沢都市計画 地区計画	金沢市無量寺町八、無量寺4丁目及び無量寺5丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	無量寺第二地区
	金沢市粟崎町4丁目的一部		金沢市粟崎町4丁目地区
	金沢市湊3丁目、近岡町及び御供田町の各一部		金沢港東部工業用地地区
	金沢市磯部町、乙丸町及び高柳町の各一部		イータウンかなざわ地区
	金沢市米泉町10丁目的一部		米泉町10丁目地区
	金沢市河原市町の一部		金沢森本インター工業団地地区
	金沢市福久町ホの一部		福久町地区

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成30年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	別冊「金沢市A類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		
麻疹第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻疹第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		

風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
結核(BCG)	生後3月から生後12月に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にあるもの

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別な事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核(BCG)にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成30年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第44号)第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成30年4月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

第2負担区

東御影町の一部

第5負担区

四十万町、豊徳町、無量寺町及び若松町の各一部

第6負担区

大河端町、木越町、須崎町、専光寺町、直江町、湊2丁目及び湊3丁目の各一部

第7負担区

梅田町、観音堂町、観法寺町、才田町、末町、専光寺町、八田町、袋島町、湊1丁目、南森本町及び弥勒町の各一部

平成30年(2018年)4月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)4月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄